

2024年 田辺三菱製薬グループ 団体保険制度のご案内 (退職者用)

団体総合生活保険



介護

傷害

個人賠償

携行品

ゴルフ

保険期間

2024年3月1日(金) 午後4時 ~ 2025年3月1日(土) 午後4時まで

保険料

ご指定の預貯金口座より自動振替されます。

一斉募集締切日

2024年1月10日(水)

加入依頼書
ご提出先

ダイヤリックス株式会社 近畿エリア保険部 (大阪)
〒541-0044 大阪府大阪市中央区伏見町4-1-1 明治安田生命大阪御堂筋ビル
TEL : 0120-394-675

保険期間の途中でも随時加入できます。詳しくは上記までお問い合わせください。

本保険制度は、田辺三菱製薬株式会社を契約者とする、田辺三菱製薬グループご退職者の皆さま限定の福利厚生制度(団体契約)です。※¹

特長

1

保険料はご指定預金口座より自動振替されます(一時払)

保険料は2024年5月27日に口座振替されます。

2

約28%の割引が保険料に適用されています

団体割引20%、損害率^{※2}による割引10%が適用されるため、割安にご加入いただけます。

3

ご家族で加入いただけます

田辺三菱製薬グループご退職者だけでなく、そのご家族^{※3}もご加入いただけます。大切にご家族のためにも是非とも加入をご検討ください。

4

加入時、医師の診査は不要です

介護補償に加入いただく場合は、加入依頼書に健康状態を正しくご記入ください。告知いただいた内容によっては、加入をお断りすることがあります。

加入内容をご確認ください。

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。また、ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項などにつきましては、「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」に沿って確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

現在ご加入中の方への注意事項

現在加入中の方は、表紙記載の募集締切日までに加入者の方から特段のお申し出または引受保険会社 東京海上日動からの連絡がない限り、田辺三菱製薬株式会社は、今年度の募集パンフレットなどに記載の補償内容・保険料等で東京海上日動に保険契約を申し込みます。今年度の募集パンフレット等に記載の内容にて更新される方につきましては、特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出等)は不要です。

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

※¹ 保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として田辺三菱製薬株式会社が有します。

※² 傷害補償の天災危険補償特約保険料については、損害率による割引は適用されません。

※³ P.3「加入できる方について」をご参照ください。

マークのご説明



年末調整の保険料
控除対象となります。



ホールインワン・アルバイトロス費用のみ単独での加入はできません。
「携行品損害補償」以外の補償と組み合わせてご加入ください。



「従業員とご家族の皆さまをさまざまなリスクからお守りしたい」
本保険制度はそんな気持ちをカタチにしました。



加入対象者の範囲や加入例を知りたい

3~4ページ

加入できる方について
加入例

1 介護が必要になったときの補償を
準備したい

5~6ページ

介護補償

2 ケガで入院・通院、手術が必要になった
ときに備えたい

7~8 ページ

傷害補償

3 他人をケガさせてしまったり、他人の物
を壊したときの賠償責任に備えたい

9ページ

個人賠償
責任補償

4 自分の持ち物への補償を準備したい

9ページ

携行品補償

5 ゴルフプレーに関わる補償に備えたい

10ページ

ゴルフ補償

「東京海上日動のサービス体制」
「告知の大切さ」「補償の概要等」

11ページ~

加入できる方について

被保険者（保険の対象となる方）ご本人となる方の範囲

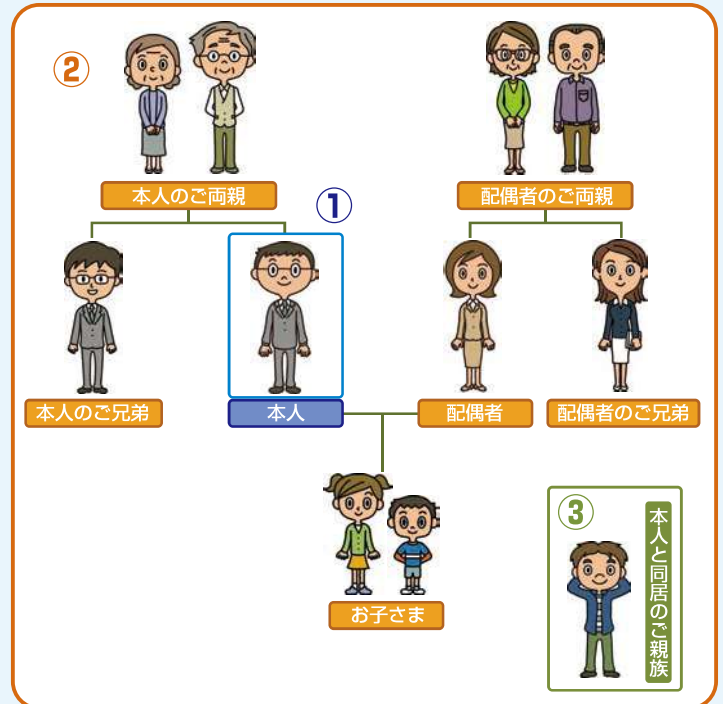
- ① 田辺三菱製薬グループで退職者
- ② 上記①の配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟(同居の有無を問わない)
- ③ 上記①と同居されているご親族の方(傷害補償については本人型のみ加入可。夫婦型、家族型にはご加入いただけません)

プラス

介護補償はご加入時に年齢条件があります。^{※1}

| | | |
|------|-----|-----------------------------|
| 介護補償 | 一時払 | 満5歳以上満84歳以下 |
| | 年金払 | 満40歳以上満79歳以下 (更新は満84歳以下) |

※1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。



本人型・夫婦型・家族型 保険の対象となる方の範囲



① 被保険者ご本人^{※2}



① 被保険者ご本人^{※2} ② ご本人の配偶者



① 被保険者ご本人^{※2}
 ② ご本人の配偶者
 ③ ご本人またはその配偶者の同居の親族
 ④ ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子さま

* 保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

* 賠償責任に関する補償において、ご本人^{※2}が未成年者または上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

※2 上記「被保険者（保険の対象となる方）ご本人となる方の範囲」に該当した方をいいます。

【「被保険者（保険の対象となる方）の範囲」における用語の解説】

- (1) 配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含まれます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。
 a：婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
 b：同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含まません。)
- (3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

加入例

次ページ以降で紹介する複数の補償を組み合わせ、皆さまのライフスタイルに合った加入方法をご選択ください。

例 1

個人で手軽に補償を準備したい方には



POINT!

- ・「傷害補償」を手頃な保険料で準備できます。
- ・旅行中に大事なカメラを落として壊してしまった、通勤中にカバンが壊れてしまった等のご自身の携行品の損傷に対して補償します。

職種級別：A

傷害補償

FT2タイプ 1口
保険料：5,030円

+

携行品損害補償

FP1タイプ 1口
保険料：560円

=

合計保険料
5,590円
(1日あたり約15円)

例 2

ご自身のケガや日常生活のトラブルの備えにはコチラ



POINT!

- ・「傷害補償」で本人のケガ、「個人賠償責任補償」で自転車事故をはじめ他人へのケガや他人の物を壊してしまった時の事故もカバーします。

職種級別：A

傷害補償

FT2タイプ 1口
保険料：5,030円

+

個人賠償責任補償

FBタイプ
保険料：1,800円

=

合計保険料
6,830円
(1日あたり約19円)

例 3

ご自身のケガと介護の備えを



POINT!

- ・要介護3以上となった場合、最大10年にわたって保険金をお支払いします。
- ・ご本人のケガによる通院・入院・手術にも対応します。

本人年齢：60歳男性の場合

傷害補償

FT2タイプ 1口
保険料：5,030円

+

介護補償

N1タイプ
保険料：6,230円

=

合計保険料
11,260円
(1日あたり約31円)

加入できる方について
加入例

介護補償

傷害補償

個人賠償責任補償

携行品補償

ゴルフ補償

補償の概要

1

介護補償（介護への備え）



ご加入に際して

新規加入の方は、同封の加入依頼書「**C**健康状態告知書」にある回答記入欄・署名欄への自署*が必要です。（同封の「加入依頼書 記入方法」をご参照ください。）

*ご家族を保険の対象となる方とする場合、加入者となる団体の構成員の方はご家族の健康状態告知を代理で行うことができます。

(1) 一時払介護補償

補償内容 要介護状態になった際に、一時金として保険金をお支払いします。

| 種類 | 保険金をお支払いする場合 | 保険金額 |
|---------|---|--|
| 介護補償保険金 | 公的介護保険制度に基づく 要介護2以上 の認定を受けた場合または 東京海上日動所定 の 要介護2以上 の状態と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合 | ご加入のタイプにより 一時金として、100・200・300万円 |

* 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合は、P.11「補償の概要等」をご確認ください。

ポイントは
ココ!!

公的介護保険制度で介護認定がされない方も、**東京海上日動所定**の**要介護2以上**の状態であれば補償されます。

一時払保険料※1 **最高1口**【被保険者（保険の対象となる方）ごとに1タイプご選択ください】

| タイプ名 | S1 | S2 | S3 | タイプ名 | S1 | S2 | S3 |
|--------|-------|--------|--------|--------|---------|----------|----------|
| 保険金額 | 100万円 | 200万円 | 300万円 | 保険金額 | 100万円 | 200万円 | 300万円 |
| 5～9歳 | 20円 | 40円 | 70円 | 45～49歳 | 730円 | 1,460円 | 2,190円 |
| 10～14歳 | 20円 | 40円 | 70円 | 50～54歳 | 1,000円 | 2,010円 | 3,010円 |
| 15～19歳 | 20円 | 40円 | 70円 | 55～59歳 | 1,430円 | 2,860円 | 4,300円 |
| 20～24歳 | 50円 | 90円 | 140円 | 60～64歳 | 3,100円 | 6,190円 | 9,290円 |
| 25～29歳 | 80円 | 170円 | 250円 | 65～69歳 | 6,410円 | 12,820円 | 19,230円 |
| 30～34歳 | 160円 | 320円 | 480円 | 70～74歳 | 14,080円 | 28,160円 | 42,230円 |
| 35～39歳 | 310円 | 620円 | 930円 | 75～79歳 | 32,350円 | 64,700円 | 97,050円 |
| 40～44歳 | 610円 | 1,230円 | 1,840円 | 80～84歳 | 61,170円 | 122,330円 | 183,500円 |

※1 保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢（団体契約の始期日時点の年齢をいいます。）によって異なります。

【参考】要介護度別の身体状態のめやす

| | 身体の状態（例） | 補償対象 | |
|-----|---|-------|----|
| | | S1～S3 | N1 |
| 要介護 | 1 部分的に介護を必要とする状態 身の回りの世話に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。歩行など移動の動作に何らかの支えを必要とすることがある。問題行動や理解低下がみられることがある。 | × | × |
| | 2 軽度の介護を必要とする状態 食事や排せつに何らかの介助を要することがある。洋服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられる。 | ○ | × |
| | 3 中度等の介護を必要とする状態 食事や排せつに一部介助が必要。入浴や洋服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられる。 | ○ | ○ |

*上記「身体の状態（例）」は一例です。要介護認定は、調査員による聞き取りや主治医の意見書をもとに市区町村ごとの介護認定審査会が判定します。

(2) 年金払介護補償

長期の介護に備えて

今後の保険料負担は不要

途中で死亡された場合、以降の保険金支払いは終了

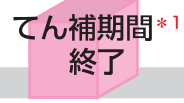
- ・保険金額：年額100万円
- ・てん補期間*1：10年

要介護3以上と認定(78歳)

1年後(79歳)

2年後(80歳)

9年後(87歳)



年額100万円

年額100万円

年額100万円

年額100万円

※てん補期間*1中の保険金支払基準日*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間*1中の保険金支払基準日*2に、再度要介護状態*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。(例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)

※てん補期間*1中に死亡した後の保険金支払基準日*2においては、保険金をお支払いしません。

*1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日*2まで)をいいます。

*2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

*3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

補償内容

要介護状態になった際に、最大10年にわたって毎年定額の保険金をお支払いします。

| 補償内容 | 種類 | 保険金をお支払いする場合 | 保険金額 |
|------|------------|-----------------------------|----------------------------|
| | 年金払介護補償保険金 | 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の状態となったとき | 毎年100万円 最大1,000万円(10年間) |

* 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合は、P.12「補償の概要等」をご確認ください。

ポイントはココ!!

公的介護保険制度に基づく要介護3以上の状態であれば補償されます。

一時払保険料*1 最高10万円

【被保険者(保険の対象となる方)ごとに1タイプで選択ください】

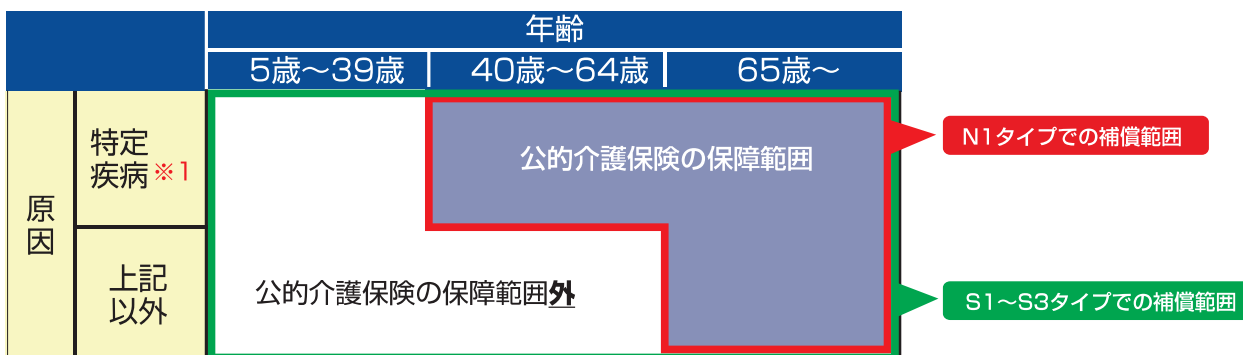
| タイプ名 | N1 | | タイプ名 | N1 | |
|--------|--------|--------|------------------|----------|----------|
| 保険金額 | 100万円 | | 保険金額 | 100万円 | |
| | 男性 | 女性 | | 男性 | 女性 |
| 40~44歳 | 1,250円 | 1,110円 | 65~69歳 | 15,650円 | 19,220円 |
| 45~49歳 | 1,480円 | 1,340円 | 70~74歳 | 29,400円 | 43,670円 |
| 50~54歳 | 2,040円 | 1,830円 | 75~79歳 | 67,500円 | 102,300円 |
| 55~59歳 | 2,930円 | 2,640円 | 80~84歳 (更新のみ) | 118,160円 | 185,280円 |
| 60~64歳 | 6,230円 | 5,690円 | | | |



介護補償<年金払介護>から介護補償<一時払介護>への変更または介護補償<一時払介護>から介護補償<年金払介護>への変更はできません。

*1 保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)や性別によって異なります。

*1 公的介護保険制度で定められている加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)。



加入できる方について
加入例

介護補償

傷害補償

個人賠償責任補償

携行品補償

ゴルフ補償

補償の概要

2 傷害補償



(1) 日常生活全般プラン

急激かつ偶然な外来の事故でケガをした場合に保険金をお支払いします。

また、「地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ」も補償します。



日常生活でのケガ



仕事でのケガ



地震によるケガ

(2) 交通事故等限定プラン



駅階段等でのケガ



乗り物によるケガ

お支払いする保険金

* 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合は、P.14「補償の概要等」をご確認ください。

| 補償内容 | 保険金をお支払いする場合 |
|---------|---|
| 死亡・後遺障害 | ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに保険金をお支払いします。 |
| 入院・手術 | ケガで入院 ^{*1} や手術 ^{*2} をしたときに保険金をお支払いします。 ^{*1} 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。 ^{*2} 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯などお支払いの対象外の手術があります。 |
| 通院 | ケガで通院したときに保険金をお支払いします。 [*] 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。 |

交通事故等限定プランは、「交通事故等^{*1}」により、保険の対象となる方がけが^{*2}をした場合に保険金をお支払いします。

^{*1} 交通事故等とは以下のものをいいます。

● 運行中の交通乗用具^{*3}との衝突、接触等の交通事故 ● 運行中の交通乗用具^{*3}に搭乗している間の事故 ● 乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの駅構内における事故 ● 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ● 交通乗用具^{*3}の火災による事故 等

^{*2} けがには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

^{*3} 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます（身体障害者用の車いすも含みます。）。

ご加入時の注意点

傷害補償の日常生活全般プランは、被保険者ご本人の職業により**職種級別A・B**と分類され、保険料が異なります。正しい級別でない場合、保険金がお支払いできないか削減することがありますので、必ず下記の表でご確認ください。ご不明な場合はダイヤリックスまでお問い合わせください。

| 級別 | 職種 |
|----|--|
| A | 下記以外 |
| B | 自動車運転者（営業用自動車運転者・自動車を用いて配達・宅配作業を行う方）、採鉱・採石作業者、建設作業者、農林業作業者、漁業作業者、木・竹・草・つる製品製造作業者 |

一時払保険料 1口～最高10口

(1) 日常生活全般プラン

| 型 | タイプ名 | 1口当たりの保険金額 | | | | 一時払保険料 | |
|---|------|---------------------------------|------------------------|----------------------------|--------------------------|---------|---------|
| | | 死亡・後遺障害 | 入院日額 ^{*1} | 通院日額 | 職種級別A | 職種級別B | |
|  本人型 | FT2 | 本人 | 100万円 | 1,500円 | 1,000円 | 5,030円 | 7,290円 |
|  夫婦型 | KCT | 本人 配偶者 | 100万円 | 1,500円 | 1,000円 | 9,410円 | 11,670円 |
|  家族型 | KFT | 本人 配偶者 ^注 その他家族 | 100万円 100万円 80万円 | 1,500円 1,500円 1,000円 | 1,000円 1,000円 700円 | 15,320円 | 17,580円 |

(2) 交通事故等限定プラン

| 型 | タイプ名 | 1口あたりの保険金額 | | | 一時払保険料 | |
|---|------|------------|--------------------|--------|--------|--------|
| | | 死亡・後遺障害 | 入院日額 ^{*1} | 通院日額 | | |
|  本人型 | M | 本人 | 100万円 | 1,500円 | 1,000円 | 1,660円 |

注：「その他家族」とは、本人・配偶者の同居の親族、および別居の未婚の子までをいいます。

※1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯などお支払いの対象外の手術があります。

*日常生活全般プランに新規にご加入の際は、ご自身の職種級別がAかBか必ずご記入下さい。また、更新の方も職種級別が正しく記載されているか、変更はないかご確認ください。なお、夫婦型・家族型の場合、保険の対象となる方で本人が職業級別Bに該当するときは、他の方を保険の対象となる方で本人とすることで保険料が安くなる場合があります。詳しくはダイヤリックスまでお問い合わせください。

*最高口数を超えて加入することはできません。

加入できる方について

介護補償

傷害補償

個人賠償責任補償

携行品補償

ゴルフ補償

補償の概要

3 個人賠償責任補償



国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りたものや預かった物(受託品)^{※1}を国内外で壊したり盗まれてしまったりしたとき等、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

●示談交渉は、日本国内での事故（訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合などを除きます。）に限り、原則として東京海上日動が行います。

※1 携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含みません。



| タイプ名 | 保険金額 | 免責金額 | 一時払保険料 | 最高口数 |
|------|----------------------|------|--------|------|
| FB | (国内) 無制限 (国外) 1億円 | なし | 1,800円 | 1口 |

現在ご加入中の方も必ずご確認ください。

すでに他の保険等にも個人賠償責任補償が付帯されている場合、補償内容が重複して保険料が無駄となる場合があります。契約内容を今一度確認いただくことをお勧めいたします。

他の保険と補償が重複している場合は、ダイヤリックスまでご連絡ください。

*東京海上日動以外でご契約（ご加入）の場合、内容が異なる場合もあります。詳細はご加入中の保険会社などへお問い合わせください。保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合は、P.15「補償の概要等」をご確認ください。

4 携行品損害補償



国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません）、商品・製品や設備・什器（じゅうき）等は、補償の対象となりません。

| タイプ名 | 型 | 保険金額 ^{※1} | 一時払保険料 | 最高口数 |
|------|-----|--------------------|--------|------|
| FP1 | 本人型 | 10万円(免責金額5千円) | 560円 | 1口 |
| FP2 | | 20万円(免責金額5千円) | 860円 | |
| KCP1 | 夫婦型 | 10万円(免責金額5千円) | 680円 | |
| KCP2 | | 20万円(免責金額5千円) | 1,040円 | |
| KFP1 | 家族型 | 10万円(免責金額5千円) | 860円 | |
| KFP2 | | 20万円(免責金額5千円) | 1,330円 | |



※1 携行品損害でお支払いする保険金総額は、保険期間を通じて表記金額が限度となります。保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合は、P.15「補償の概要等」をご確認ください。

5 ゴルフ補償 a~d各補償 最高1口



ご注意 ご請求時には、ゴルフ場や練習場の証明書が必要です。

- ※1 ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りです。
 - ※2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯などお支払いの対象外の手術があります。
 - ※3 ゴルフ用品損害でお支払いする保険金総額は、保険期間を通じて表記金額が限度となります。
- * 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、P.14・P.16~P.17「補償の概要等」をご確認ください。

a.ご自身の傷害

[ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット]

日本国内外を問わず、ゴルフ場・ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習・競技または指導中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合



タイプ名GS または
 傷害補償
 タイプ名FT2~KFT
 (P.8)
 から1つご選択ください。

b.第三者に対する賠償責任

[ゴルフ賠償責任補償特約セット]

日本国内外を問わず、本人が行うゴルフの練習、競技または指導中に、偶然な事故で他人をケガさせたり、他人の物を壊すなど、法律上の賠償責任を負った場合



タイプ名GB または
 個人賠償責任補償
 タイプ名FB
 (P.9)
 から1つご選択ください。

c.ゴルフ用品の損害

[ゴルフ用品補償特約セット]

日本国内外を問わず、ゴルフ場・ゴルフ練習場敷地内でご自身のゴルフ用品が盗難にあたり、ゴルフクラブが破損・曲損した場合※1



タイプ名
 GY10~GY30または
 携行品損害補償
 タイプ名FP1~KFP2
 (P.9)
 から1つご選択ください。

d.ホールインワン・アルバトロス費用

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、それを記念してのパーティー開催や記念品の贈呈など、慣習として負担する費用等を補償



タイプ名
 GH10~GH00
 から1つご選択ください。

好きな補償を自由に組み合わせてご加入いただけます。

一時払保険料 最高1口 (補償ごと)

| 補償 | 保険金額 | タイプ名 | 一時払保険料 |
|--------------------|---|------|--------|
| a.ゴルフ中のご自身の傷害 | 死亡・後遺障害 500万円 入院日額 7,500円※2 通院日額 5,000円 | GS | 330円 |
| b.ゴルフ中の第三者に対する賠償責任 | (国内) 無制限 (国外) 1億円 | GB | 700円 |
| c.ゴルフ中のゴルフ用品への損害※3 | 10万円 (免責金額0円) | GY10 | 720円 |
| | 20万円 (免責金額0円) | GY20 | 1,110円 |
| | 30万円 (免責金額0円) | GY30 | 1,730円 |
| d.ホールインワン・アルバトロス費用 | 10万円 | GH10 | 790円 |
| | 20万円 | GH20 | 1,580円 |
| | 30万円 | GH30 | 2,380円 |
| | 50万円 | GH50 | 3,960円 |
| | 100万円 | GH00 | 7,920円 |



加入できる方について
 加入例

介護補償

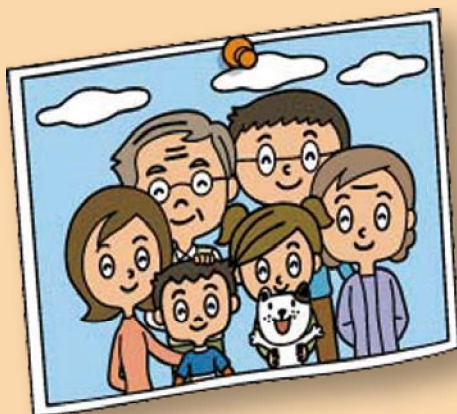
傷害補償

個人賠償責任補償

携行品補償

ゴルフ補償

補償の概要



(取扱代理店)
お問合わせ先

ダイヤリックス株式会社 近畿エリア保険部 (大阪)

〒541-0044 大阪府大阪市中央区伏見町4-1-1 明治安田生命大阪御堂筋ビル

TEL : 0120-394-675

この保険契約*は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、重要事項説明書をご確認ください。

*介護補償・がん補償・医療補償については、東京海上日動火災保険(株)単独の引受となります。

(引受保険会社)

東京海上日動火災保険(株) 担当課：関西営業第一部営業第一室
〒541-8555 大阪府大阪市中央区高麗橋3-5-12
淀屋橋東京海上日動ビルディング12階
TEL 06-6203-1510

あいおいニッセイ同和損害保険(株) 担当課：関西企業営業第一部営業第二課
〒530-8555 大阪府大阪市北区西天満4-15-10

東京海上日動火災保険株式会社

<2023年10月1日以降始期契約用>